



2026年2月27日

各位

会社名 キッセイ薬品工業株式会社
代表者 代表取締役会長 神澤陸雄
(コード番号 4547 東証プライム)
問合せ先 常務取締役財務管理部長 北原孝秀
(TEL 0263-25-9081)

従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当グループの従業員持株会であるキッセイグループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、以下のとおり、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月10日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 504,300株（注1）
(3) 処分価額	1株につき4,790円
(4) 処分価額の総額	2,415,597,000円（注2）
(5) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(6) 割当予定先	キッセイグループ従業員持株会 504,300株
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。

（注1）本持株会は、本日開催の取締役会における決議以降、十分な周知期間を設けて当社及び当社子会社の従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。そのため、上記（2）「処分する株式の種類及び株式数」に記載の株式数は最大値であり、実際に処分する株式数は、入会プロモーションや加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員（下記2.において定義します。以下同じとします。）の数等に応じて変動します。なお、各対象従業員に支給する本金銭債権（下記2.において定義します。以下同じとします。）の額は、各対象従業員の勤続年数等に応じて当社が定めるものとします。

（注2）上記（2）の「処分する株式の種類及び株式数」に記載の株式数に上記（3）の「処分価額」に記載の価額を乗じた額を記載しています。上記（注1）のとおり、実際に処分する株式数は、入会プロモーションや加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員の数等に応じて変動するため、処分価額の総額もこれに伴って変動します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社及び当社子会社の従業員に対し、本持株会を通じて当社が処分する譲渡制限付株式としての当社の普通株式の取得機会を提供することで、当社及び当社子会社の従業員の企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、また、本持株会へのさらなる入会を奨励し当社及び当社子会社の従業員の財産形成の一助とすることを目的として、2025年12月19日開催の当社取締役会において、本制度を導入することを決議しました。なお、本持株会による譲渡制限付株式に係る現物出資に充てることを目的とした本金銭債権は、当社及び当社子会社の従業員である本持株会の会員のうち、本持株会に割り当てられた株式に係る持分を取得することに同意した者であって国内非居住者に該当しない者（以下「対象従業員」といいます。）に対してのみ支給されます。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度においては、対象従業員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）が支給され、対象従業員は本金銭債権を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場の当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定します。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得すること等をその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結します。また、対象従業員に対する本金銭債権の支給は、当社と本持株会との間において、当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約（以下「持株会規約」といいます。）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

<本自己株式処分の概要>

その上で、当社は、当社及び当社子会社から対象従業員に対し、特別奨励金として金銭債権合計2,415,597,000円（最大値）を付与し、本持株会に対し、当該対象従業員より当該金銭債権の拠出を受けた本持株会が当該金銭債権を現物出資財産として当社に給付することと引換えに、本持株会に対し、当社の普通株式合計504,300株（最大値）（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議しました。

本自己株式処分は、当社及び当社子会社が本持株会の会員に金銭債権を付与し、本持株会に拠出された当該金銭債権の現物出資と引き換えに本持株会に自己株式を処分するものであり、第三者割当の方法によるものです。処分する株式数については、「1. 処分の概要」の（注1）に記載のとおり、後日確定しますが、最大504,300株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、当該最大値を前提とした場合、2025年9月30日現在の発行済

株式総数46,541,985株に対する割合は1.08%、2025年9月30日現在の総議決権個数414,104個に対する割合は1.22%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と本持株会は譲渡制限付株式割当契約を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

本持株会は、2026年8月10日（払込期日）から2031年6月2日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であることを条件として、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間満了が満了した時点で譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年、契約期間満了、死亡、役員昇格、海外赴任その他当社の取締役会が正当と認める事由により本持株会を退会した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日の属する月の第一営業日（以下「精算解除日」という。）をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象従業員の保有する譲渡制限付株式持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、当該対象従業員の保有する譲渡制限付株式持分から控除するものとする。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、本割当株式に関して対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として当社及び当社子会社が対象従業員に本金銭債権を支給し、対象従業員が本持株会に本金銭債権を拠出して、本持株会が本金銭債権を当社に現物出資することにより行われます。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である4,790円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないと考えています。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりです。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2026年1月27日～2026年2月26日）	4,657円	2.86%
3ヶ月（2025年11月27日～2026年2月26日）	4,650円	3.01%
6ヶ月（2025年8月27日～2026年2月26日）	4,462円	7.35%

本日開催の取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役2名）全員は、上記処分価額について、本自己株式処分が対象従業員に対してインセンティブを付与すること等を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

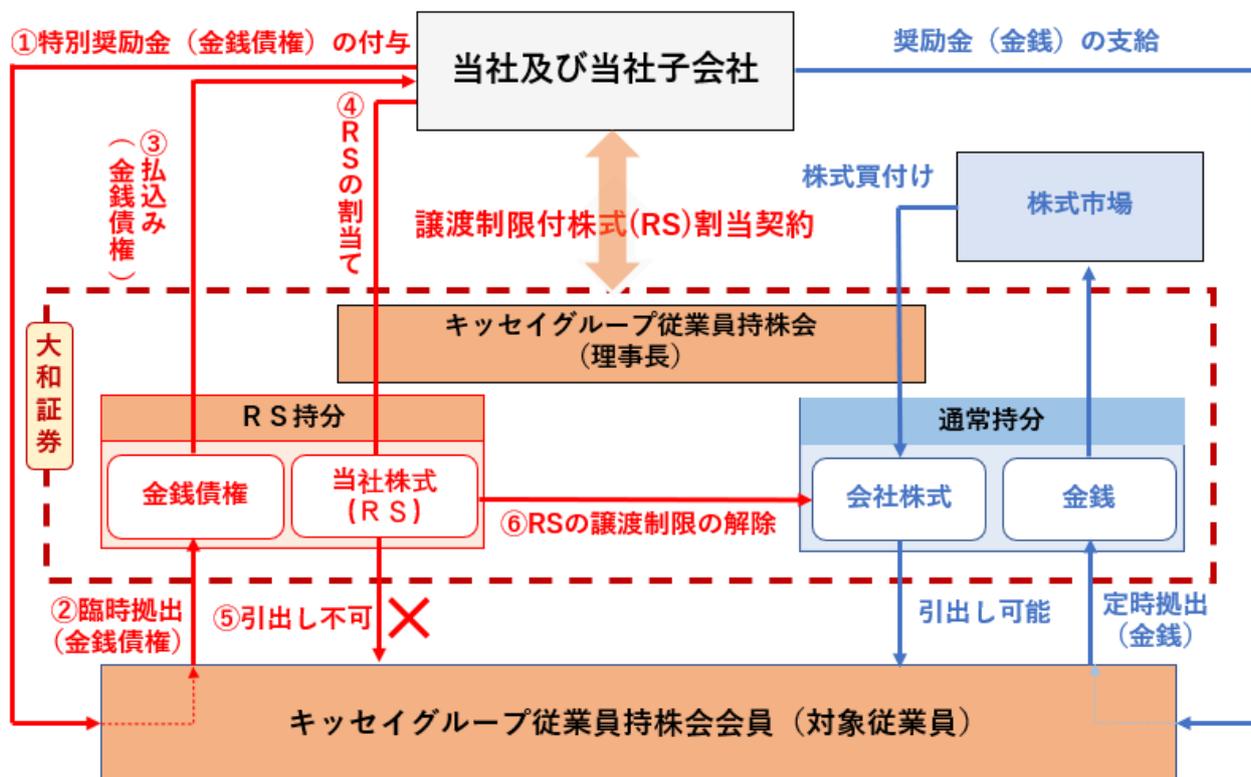
本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 当社及び当社子会社は、対象従業員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権を支給します。
- ② 対象従業員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
- ③ 本持株会は、上記②にて拠出された金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
- ④ 当社は本持株会に対して、譲渡制限付株式として、本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、大和証券株式会社に本持株会が開設した専用口座に入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ 本割当株式は、譲渡制限解除時に、通常持分に振り替えられ、対象従業員による引出しが可能となります。

【本制度のスキーム図】



以上